

## 奈良・平城宮・京跡

1 所在地	奈良市佐紀町・法華寺町・東九条町・大宮町・二条大路南町
2 調査期間	内裏北外郭東北部 一九八二年(昭和57)三月~七月 月、推定第一次朝堂院地区 一九八二年八月~八月、法華寺西南部 一九八二年四月、平城 三年一月、京東市東堀河 一九八二年一〇月、左京三条三坊 七坪 一九八二年一二月、左京三条二坊七坪 一 九八三年三月、平城宮南面大垣 一九八二年七月
3 発掘機関	奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部
4 調査担当者	岡田英男
5 遺跡の種類	宮殿・官衙跡、都城跡、寺院跡
6 遺跡の年代	奈良時代~平安時代初期
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	一 内裏北外郭東北部(第一三九次調査) 平城宮第一三九次調査は内裏外郭内の東北隅及び内裏外郭外の東北部分を対象として実施した。検出した遺構は掘立柱建物八棟・築地二条・掘立柱塀三条・溝一三条・土壙一〇基などである。 今回の調査によって築地に囲まれた内裏北外郭の東北隅を確認す

るとともに、内裏北外郭外の東北部においては從来から知られていた南北大溝SD二七〇〇の他にこれに接続する東西溝SD一〇五五〇を検出し、この地区の区画割りが明らかとなつた。

木簡の出土は合計二五八点であり、SD二七〇〇から一九四点、SD一〇五五〇から六四点、それに時代の下る南北溝SD一〇五四五から一点出土している。

SD二七〇〇は第二二次調査・第一二九次調査などでも確認されていた内裏東方を南流する基幹排水路であり、今回は約九〇mにわたりて発掘した。上幅二・〇m・底幅〇・九m、深さ一・四mの規模で、人頭大の玉石を六~七段積んで護岸とした石組溝である。溝の堆積層は石組の底から五層に分けられ、その最下層から養老七年(天平四年、下から二層めに神龜三年)天平九年、四層めに天平宝字四年(六年の紀年のある木簡が出土し、さらに最上層からは「天応」の銘をもつ墨書き器が出土した。したがってSD二七〇〇は奈良時代を通じて順次埋まつていったという『平城宮木簡』の知見がここでも確認されたわけである。

今回新たに検出されたSD一〇五五〇は、調査区の北端でSD二七〇〇の東につらなる東西溝で、上幅一・七m、底幅一・〇m、深さ一・七mの素掘りの溝である。堆積はSD二七〇〇とほぼ同じであり、下層の二層から天平元年・天平六年の紀年のある木簡が、最上層から「天応元年」の墨書き器が出土した。木簡はこのSD一〇

五五〇とSD二七〇〇との交点付近に多く、また出土遺物・木簡ともに両溝の間に相違はみとめられない。

木簡に伴出した遺物としては、大量の土器の他に鳳凰文の鬼瓦・木彫面・宍の陰刻のある木印・錢貨・帶金具・金銅製飾鉢・金銅製垂飾などがあげられる。中でも土器には一三〇点余りの墨書土器が含まれており、「大膳」「内藥」女醫「官」「人給所」「厨」など官司関係のもの、「天応元年」といった年紀、「烏膏」「酒」「莫」などの物品名、その他「供養」「上番」「真勝」といった銘が認められる。

## 二 推定第一次朝堂院地区（第一四〇次調査）

推定第一次朝堂院地区の発掘調査は東半部に於いて一九六七年度以降第四一・七七・九七・一〇二・一一一・一一九・一三六次と総計七次に涉り継続的に進めてきた。これまでの調査によつて推定第一次朝堂院（以下第一次朝堂院と略称する）の規模や北面・南面・東面の様相が明らかになつた。今回の調査は、第一次朝堂院地区東半部の最終調査として、第一一・一三六次両調査区に挟まれる位置で、東第二堂の規模及びその南方の状況、第一次と第二次の朝堂院に挟まれる地区的様相等を解明する目的で実施した。

検出された遺構はA～F期の六期に大別でき、D期は更にD<sub>1</sub>～D<sub>4</sub>の四小期に細分される。

A期は平城宮造営以前で、下つ道東側溝等が検出された。この地区で造営が開始されるのはB期であるが、この時期には未だ第一次

朝堂院を画する施設は設けられていない。C期に至つてようやく掘立柱南北壙によつて区画が設けられるが、区画施設のみで内部に朝堂等の建物は存在しない。奈良時代末までの広範な時代に涉るD期の遺構は当調査区の南半部に集中し、先ず第一次朝堂院区画内に東第一・二両堂が造営され第一次朝堂院地区が完成する（D<sub>1</sub>期）。続いて第一次朝堂院を画する壙の改修と共に東第二堂南方に仮設建物が建てられ、その西側に南北長さ一七〇m以上の杭列三条を含む七条の杭列が設けられる。一方第一次朝堂院区画の東外郭には官衙が設けられる（D<sub>2</sub>期）。そののち第一次朝堂院を画する施設が掘立柱壙から築地壙に造り替えられる。この頃東外郭官衙区域でも北を画する壙が造られ、官衙内部も亦改修される（D<sub>3</sub>期）。D期の最終段階（D<sub>4</sub>期）は平城宮廃絶に近い頃で、東外郭官衙区域が消滅し大きな土壙が二つ掘られる。E期は平城上皇の時期に当たり、第一次朝堂院を画する築地壙は廃絶し、朝堂も既に存在しない可能性がある。F・G両期は第一次朝堂院廃絶後平安時代末に至り整地によつて埋め尽されるまで、朝堂と築地壙との間の空閑地が一時的に鍛冶工房に使われたりする。

木簡はSD三七一五・SD一〇七〇五A・SD一〇七〇六・SD一〇三三五Bの四条の溝から総計七五七点が出土した。

SD三七一五は、第一次・第二次両朝堂院間を流れる宮中央部の基幹排水路SD三七六五をC期に整地で埋めたて付け替えた南北溝

で、二回の改修が行なわれた痕跡があり、堆積層は上・中・下の三層に分かれる。木簡四一七点は全てが下層溝から出土した。西肩が中層溝で切られ当初幅は不明、深さ約〇・六m。SD一〇七〇五AはSD三七一五より西へ分枝するD<sub>2</sub>期の東西溝で、上下二層に分かれる。下層で木簡一点が出土した。溝の幅は約一・三m、深さは約〇・五m。SD一〇七〇六はSD一〇七〇五が南へ曲折したD<sub>2</sub>期に属する南北溝で、幅約一・二~一・一m、深さ約〇・五~〇・九m。木簡は三九点が出土した。SD一〇三二五BはSD一〇三二五の北への延長部に当たり、SD一〇七〇六を西へ付け替えた幅約二・四~五m、深さ約〇・五mの南北溝。木簡三〇〇点が出土している。なお、これらSD三七一五とその枝溝群からは当調査区出土軒丸瓦の大半と多量の土器・蹄脚硯等が出土しており、中でもSD一〇七〇五Aからは墨書き器も出土している。

### 三 法華寺西南部（第一四一一次調査）

調査地は法華寺旧境内西南部（左京二条二坊九・十坪坪境）に当たり、一九八〇年度に法華寺と阿弥陀淨土院とを画する東西堀及びそれに伴う溝を検出した第一二三一四次調査区の東隣に位置する。

検出された遺構は、変形しながらも中世まで存続したとみられる園池・土壙・溝等であり、当調査区内からは溝に伴う東西堀は検出できなかつた。

木簡は先年の調査で検出された溝の東延長部から一点が出土した。

溝からは木簡の外に多量の土器・木製品・瓦が出土したが、出土軒瓦のうち四割を平城宮軒瓦編年II期のものが占めている。

### 四 平城京東市東堀河（第一四一一次調査）

調査地は左京九条三坊十坪東北辺に当たり、一九七五年度調査に於て検出された東市を貫流する東堀河の延長部と九条条間路との検出を目指して発掘調査を実施した。

検出された主な遺構は、幅約一m、深さ約一・三mで素掘りの東堀河とそれに架かる橋及びその護岸施設、九条条間路とその南北両側溝である。

木簡は東堀河の底に堆積した土層から総べて五点出土した。流れの為に一部の層位が攪乱されており堆積状況からは木簡の年代を限定することは困難であるが、出土遺物の年代観及び東堀河の廃絶状況から出土遺物の大半は奈良時代末頃に堆積したものとみられる。

東堀河出土の遺物には、八世紀中葉から九世紀初頭にかけての土師器・須恵器、百点に近い錢貨（和同開珎・万年通寶・神功開寶・隆平永寶等）、人形・畜串・曲物等の木製品、鉄製工具・帶金具・銅飾金具等の金属製品、瓦壇、そして橋架・板屋の建築部材等がある。土器の中には地名・人名・土器器種名の外吉祥句と思われる「福」・「千万」等の墨書きを有する墨書き土器も二・三点含まれている。

### 五 左京三条三坊七坪（第一四一一次調査）

調査地は左京三条三坊七坪に当たり、奈良時代の遺構としては東

三坊坊間路西側溝（幅四m以上、深さ約一・五m）、その西三mに位置する南北堀等が検出された。

木簡は一点が東三坊坊間路西側溝から出土した。伴出した遺物には瓦・土器・曲物等があるが、中でも軒丸瓦には新種（六〇二二H）のものが確認された。

牧沼郷は『和名抄』では尾張国中嶋郡管下には見当たらず、又同郷の他郡の管轄郷にも該当する郷名はない。木簡によつて初めて知られた新出郷である。

#### 六 左京三条二坊七坪（第一四一—三五次調査）

調査区は左京三条二坊七坪に当たる。当坪に就いては既に今回の調査区を東・西に挟む位置で第一一八一三次及び第一〇三一一次の二回に涉り調査を実施しており、第一〇三一一次調査区内では三条条間路を挟んで南に位置する六坪にある特別史跡宮跡庭園への導水路が検出されている。

検出された遺構は掘立柱建物、宮跡庭園への導水路、堀、井戸、土壙等で、奈良時代の遺構と平城京造営以前の遺構とに大別される。奈良時代の遺構に関しては遺構配置及び切り合い関係から少くとも四時期の変遷が想定される。

木簡は奈良時代の第一期に当たる土壙埋土から一点が平城宮一期の土師器と共に出土した。なお、宮跡庭園への導水路は奈良時代の第二期に掘削されるが、その第三期に属する堆積土からは「官」と

墨書のある土器が出土している。

#### 七 平城宮南面大垣（第一四三次調査）

調査地は平城宮南面大垣の朱雀門西方に位置する部分で、南面大垣に就いてはこれまで六次に涉る発掘調査を行い、掘込地業を行つた基底幅九尺の築地塀であることが明らかとなつてゐる。なお、本調査は南面大垣復原整備の為に大垣に関する詳細な資料を得ることを目的としている。

検出遺構は、南面大垣の一部、大垣北方で大垣構築の為の堰板を据える溝・添柱列・東西溝、大垣南方では一条大路北側溝（平城宮南面外濠）・朱雀大路西側溝等が検出された。

木簡は朱雀大路西側溝から人形と共に一点出土した。朱雀大路西側溝は当初幅二・五m、深さ〇・四mの素掘り溝でのちに東岸を杭と細枝のしがらみで護岸改修し、しがらみと岸との間には裏込めとして大量の瓦が用いられていた。溝の堆積は四層に分かれ、第一層が溝を埋めたたてた土で、第二層以下は水の流れによる堆積土である。木簡が出土したのは水流による堆積土中からである。

#### 8 木簡の釈文・内容

##### 一 内裏北外郭東北部

南北溝SD二七〇〇

(1) • × □ 符御事請而棘本一升給

- (1) 「×□ 今月廿四日」 (143)×35×4 019
- (2) •「典藥寮〔寮カ〕  
『□時□』×」
- (3) 「□□□□×」
- (4) 「仲御園 進×」
- (5) 「歳後天恩母倉〔入カ〕」 333×18×10 011
- (6) 「□□□<sup>領</sup>△△□ □□□」 (側面) 135×15×4 031
- (7) 「×米五斗▽」
- (8) 「□ □ □ (側面)」
- (9) 「▽參河國播豆郡篠嶋□□マ少人調□×」 (259)×28×5 039
- (10) 「駿河國志太郡正丁作物布乃理一籠×」
- ・「天平勝寶六年十月」 (148)×14×3 019
- ・「×濃國山縣郡出磯鄉田井里神人廣目米□斗」 [三カ] (148)×14×3 019
- ・「×守部三麻呂米三斗右六斗天平三年十月廿日」 (252)×29×5 019
- ✓□□國安曇郡□□年魚一斗七升」 (124)×20×4 032
- (11) 「若狭國遠敷郡佐分郷式多里御調塙三斗」 171×31×5 011
- (12) 「▽丹後國熊野郡田村郷中男作物海藻一□〔籠カ〕」 (227)×20×7 039
- (13) •「▽因幡國法美郡廣端郷中男作物海藻六斤」
- (14) 「▽隱伎國海部郡佐吉郷日下止利養老七年▽」 (222)×19×4 039
- (15) 「▽隱伎國海郡佐吉郷 阿曇マ□□多□布六斤▽」 147×29×5 031
- (16) 「▽隱伎國海部郡佐伎郷大井里阿□マ□呂麻▽」 (222)×19×4 039
- (17) 「▽隱伎國智夫郡大井郷各田部小足軍布六斤▽」 (147)×28×3 031
- (18) 「□伎國智夫郡由良郷壬生部×」 (81)×(21)×3 039
- (19) 「▽備前國上道郡播多郷秦老人庸米三斗」
- ・「▽秦忍山米一斗并五斗」 (221)×18×4 033
- (20) •「▽須恵郷調塙三斗」
- ・「▽葛木マ小墨」 134×31×5 032

(21)	・「▽紀伊國伊都郡指理鄉白米五斗」			
(22)	「▽伊豫國越智郡旦倉鄉同里×」	(143)×25×6 039	(31)	「▽備前國邑久郡方上鄉寒川里▽」
(23)	「▽佐古嶋山鹿マ酒人伊支須」	285×19×5 032	(32)	「▽伊豫國伊豫郡川村鄉海マ里白髮□×
(24)	・「▽戸主苅田マ余白米□□」	(143)×17×3 039	(33)	「▽上マ商伊加六斤」
(25)	・「▽苅田首足國五升」	65×21×5 032	(34)	「▽獺肝一具」
(26)	苅田首廣田二斗五升」	257×28×6 032	(35)	「▽玄蔵一斤×
(27)	・「大厨司□」	(182)×22×4 019	(36)	×天平元年十月▽」
(28)	・「命垂給雜魚」	184×(22)×3 033		
(29)	「▽志摩國英虞郡名□鄉杖□里□□×	(230)×30×7 039		
(30)	「▽坂田郡上作贊三斗員六十三隻」	198×26×3 031		
(31)	「▽隱伎國海部郡勝部□波海藻六斤〔神カ〕天平□年▽」	120×21×3 031		「▽隱伎國海部郡作佐鄉調紫菜一斤▽」

この地区から出土した木簡の特徴は荷札が多く、削屑が少ないことである。二つの溝から合計四五点にのぼる荷札が出土している。内訳は調が一五点・米が九点・中男作物四点・庸が三点・贊・正丁作物・小麦各一点等である。これらの荷札の中では隠岐国の中のが一五点と集中している(14~18・29~30)。隠岐国の中の荷札の特徴として(a)小型である、(b)片面にしか記入されず、一行かまたは一部割書きされる、(c)杉材のものが多い、といった点が従来から指摘されている(東野治之「木簡にみられる地域性」『講座考古地理学』(1)所収)。今回出土の木簡についても、全長一五cm前後と小型で両端に切込みを入れていて、片面にのみ記載されていることなど共通点が多く、荷札を記載していること、片面にのみ記載されていることなど共通点が多

く、ほぼ従来と同じ傾向が認められた。貢進荷札では他に(7)と(23)が注意をひく。というのは、(23)の佐古嶋という地名が参河国播豆郡析嶋である可能性があるからである。参河の篠嶋・析嶋は周知のとおり贊の貢進で有名な土地であり、従来知られていた両地からの荷札は全て海部集団の貢進する贊に限っていた。ところが(7)の木簡は篠嶋から個人負担の調が出されている事実を明らかにしており、また(23)が析嶋であるならばここからも初めて個人名で伊支須を負担した、ということが知られるのである。

次に新しい知見として「正丁作物」という税目の表記があることがわかった(8)。これについては、名称が中男作物と類似していることと貢進主体として郡までしか記さず個人名が出てこないことなどから、中男作物と同様の徵収方法による税ではないかと推定される。『統日本紀』養老元年十一月戊午条によれば、調副物と中男の正調を廃して中男作物制がはじめられるが、その中で中男が足りない場合は正丁の雜徭をもつてこれに充てる、とされていることが注目される。正丁作物とはこれにあたるものではなかろうか。

(5)と(6)は年輪幅測定の結果、直接つながらないが、同材から取材されたことが確認された。ともに表が削り、裏が割つたままであり表の左側が心材の方向、右側面に墨痕があるといったことから考えると、木簡製作の一方法が推定できる。つまり元来は厚い木簡であったものを縦に割り、もともと側面であった面を表として、(5)・(6)

南北溝SD三七一五

二 推定第一次朝堂院地区

荷札以外では薬に関係する木簡が何点か出土していることも注目される。今回の調査では(1)・(2)といった文書木簡(2)はあるいは習書か)・(3)・(5)の薬品付札・及び「内薬」「烏膏」といった墨書土器がそれである。これに更に調査区の北に接する第一二九次調査(本誌第四号参照)での薬品関係木簡を加えるとかなりまとまつた数になり、この近辺に何らかの薬に関する官司が存在したのではないかと推定できる。中務省内薬司・宮内省典薬寮・皇后宮職施薬院などが考えられるが、今のところいすれとも決めがたく今後の課題である。

(1)	民部省移□×
(2)	×馬歲七堅□×
(3)	〔尔カ〕 ×□里□□□□小日赤□米
(4)	〔請カ〕 ×□石作十四人
(5)	〔九月カ〕庸×
(91) × (11) × 2	081
(230) × (10) × 6	033
(94) × (11) × 2	081
091	
東西溝SDIOTOMA	



の関わりをもちうる官司と考えられる。『延喜式』卷四「彈正台に依ると、彈正台が京中の非違を巡察する際に京内の道路・橋等の破損や穢の状況を検じることになっている。このことからみて、少疏とは彈正台の少疏であり、『延喜式』の規定が平城京にも溯ることを推測させる。裏面は彈正台等の宣による命令を受けたことを十二日・十九日という様に日に掛けて記録した文書。木簡を作った官司が彈正台ではないことは明らかであろう。横材の木簡で表裏天地を逆に用いているものは一般に同一官司で裏返して書いたと思われる例があるので、木簡も表裏が関連をもち彈正台以外の官司で作られたものとすれば、京内に架かる橋の造営に關係をもつ造営官司が想定される。因みに養老營繕令に依れば、京内の橋のうち「大橋」に就いては木工寮が修理を担当することになっている。

SD-1033-5B 第九七・一〇二・一一一次調査に於いてSD三七一五上流を、又第一三六次調査で同溝下流を各々検出した折、神龜三・天平五年頃の宮内造営事業に關わる木簡が出土した。今回SD-1033-5B出土の木簡にも(1)(2)等の造営關係の木簡が見られる。但し、SD-1033-5Bが第一次大極殿地区の第Ⅱ期(『平城宮発掘調査報告Ⅹ』本文編、一九八二年)に相当するD<sub>3</sub>期に属することから、今回出土の造営關係木簡はSD三七一五上下流出土の造営關係木簡の時期とは異なる時期の造営に關ると思われる。或いはSD-1033-5Bが属するD<sub>3</sub>期に行われた第一次朝堂院地区東外郭官衙地域の改

造に關わるものであろうか。(1)の「造曹司所」がその際の現場を担当した臨時的な「所」であり、それを管轄する上級官司を(2)の「造宮省」と想定することができる。(3)~(7)は衛府關係の木簡。第四一次調査に於いて、SD三七一五上流で上下二層の堆積のうち上層溝から中衛府・兵衛府等衛府關係の木簡が多数出土し、第一次大極殿地区の警固担当官司に關わるものと考えられている(『平城宮発掘調査報告Ⅹ』本文編、一九八二年)。或いは今回出土の衛府關係木簡も第一次朝堂院地区の警固を行う衛府に就いてのものであろうか。(8)は「西大宮」での正月の从供養に用いる油五升等の雜物を購入する為の錢に付けた付札。「西大宮」との関連を考えられるものとしては、第一三次調査で推定第二次内裏外郭内の東北隅にあるSKハ二〇より出土した西宮兵衛に関する一連の木簡から、内裏地域(旧来第二次内裏と通称されていた地域)が天平末年頃「西宮」と呼ばれていたことが注目される。猶、第Ⅱ期の推定第一次大極殿地区が「西宮」と呼ばれていたとする説(『平城宮発掘調査報告Ⅹ』本文編、一九八二年)もあり、SD-1033-5Bの年代観とも関つて検討の余地がある。

### 三 法華寺西南部

• 「□采□<sub>女</sub>」  
• 「采女□」<sub>×</sub>

(1)   
直十五文  
力

•

(57) × (6) × 6 081

墨書銘に「阿波國麻殖郡川嶋郷少堵里戸主忌部爲麿戸調黃純壹匹天平四年十月」とあるものがあることから、本簡の川嶋郷は麻殖郡管下の川嶋郷であり、郡名を麻殖郡と推定し得る。

一  
進  
人  
>

61)

〔老為〕

老  
人  
道  
德

卷之三

五 左京三条三坊七坪

・「尾張國仲嶋郡牧沼鄉新居里」  
「□マ廣嶋白米五斗五月一日」

130×24×4 031

六 左京三条二坊七坪

×□里人歲歲歲歲歲歲歲

234 x 40 x 1

七 平城宮南面大垣

〔可皮網〕〔麻殖力〕

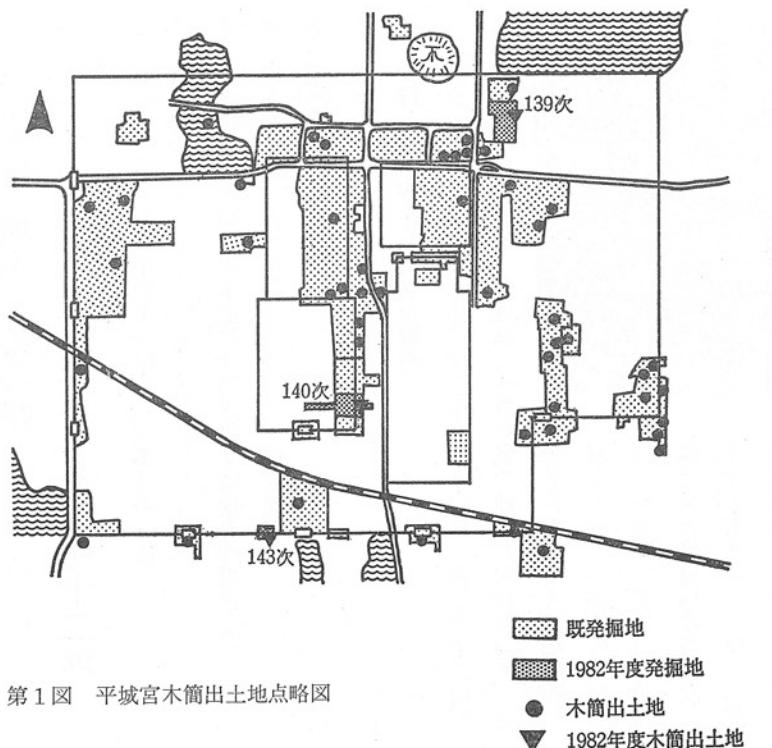
「六斗米書鳥足マリ山里諸事」

175×26×2 051

郡名を記した個所は墨裏が薄くなつてゐり、又ほぼ右半分が欠損

している為に判読は困難である。和名抄によれば阿波国には川嶋郷は板野郡と麻殖郡とに各々あるが、正倉院宝物中の調絶に施された

1982年出土の木簡



第1図 平城宮木簡出土地点略図



第2図 平城京木簡出土地点略図